

平成28年鳥取県中部地震に係る災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策について

平成28年鳥取県中部地震により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。中小機構では、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

10月24日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<平成28年鳥取県中部地震に係る災害に関する特別相談窓口>

【中国本部】

- 総合相談窓口（企画調整課） 電話：082-502-6300
- 住所：広島県広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル3階

適用地域（平成28年10月24日時点）

鳥取県 倉吉市（くらよしし）

東伯郡三朝町（とうはくぐんみささちょう）

東伯郡湯梨浜町（とうはくぐんゆりはまちょう）

東伯郡北栄町（とうはくぐんほくえいちょう）

参考：中小企業庁のページへ

[平成28年鳥取県中部地震に係る災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います](#)